

「不公正契約法」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

不公正契約法

(前文省略)

第一条

本法令を「仏暦二五四〇年不公正契約法令(プララーチャバンヤット・ワードゥアイ・コーサンヤー・テー・マイペンタム)」と呼ぶ。

第二条

本法令は官報告示日から一八〇日が経過した後に施行する。

第三条

本法令において

「契約(コーサンヤー)」とは、合意、同意、及び承諾に加えて、責任の免除もしくは制限のための告示及び通告を意味する。

「消費者(プーポリポーク)」とは、購入者、賃借者、割賦購入者、借入人、保険加入者の立場で契約する者、もしくは財産、サービスまたはその他の便益を代価と引き替えに得るために契約する者を意味する。このとき契約行為が商業目的であってはならない。消費者には、商業目的でなく、当該人物の保証人としての立場で契約する者も含める。

「事業者(プーブラコーブ・トゥラキット・ガーンカー・ルー・ウィチャーチープ)」とは、販売者、賃貸者、割賦販売者、貸出人、保険引受人としての立場で契約する者、あるいは財産、サービスまたは他の便益を提供するために契約する者を意味する。このとき自己の通常の商業行為としての契約行為でなければならない。

「既成契約(サンヤー・サムレットルーブ)」とは、どのような形態であっても、一方の契約当事者が自己の事業において使用するために事前に契約事項を定めた、文字によって作成された契約を意味する。

第四条

事業者、もしくは既成契約作成者、あるいは買戻しの買主がもう一方の契約当事者に対して不当に有利になっている消費者と事業者との間の契約、もしくは既成契約、あるいは買戻し契約における合意事項は、不公正な契約であり、そのケースにとって公正かつ十分な部分のみ有効とする。

疑わしき事項がある場合、既成契約作成者でないほうの当事者の側に立って規制契約の内容を吟味する。

能力者が通常予期できるところを超えて、もう一方の契約当事者に行動させる、または拘束する形態にある、もしくは結果をもたらす合意は、もう一方の契約当事者に対し有利になるとみなせる合意である。例えば、

- (一) 違約によって生じた責任の免除または制限の合意
 - (二) 法律が定めた以上の責任または義務の合意
 - (三) 相当の事由なく契約を終了させる合意、もしくは一方の当事者に重要事項において違約がなくとも解約できる権利を付与した合意
 - (四) 相当の事由なく契約の特定事項の遵守をしなくてもよい権利を付与した合意、あるいは延滞期間における契約遵守の権利を付与した合意
 - (五) 一方の契約当事者に対し契約時の義務を超える拘束義務を付加することを、もう一方の契約当事者が請求または規定できる権利を付与した合意
 - (六) 買戻し契約で年利一五%を請える利息を足した買戻し価格を購入者が定める合意
 - (七) 割賦販売契約で購入者に不当に重い義務を負わせる価格設定の合意
 - (八) クレジットカード契約で、債務不履行の場合の、もしくはそれに係る利息、違約金、費用、その他便益を消費者に不当に支払わせることを定めた合意
 - (九) 消費者に不当に重い義務をもたらす複利計算方法を定める合意
- 第三段に基づく一方の契約当事者に対し有利な合意が不当かどうかの判断にあたっては、第一条を準用する。

第五条

職業を営む上での権利または自由、あるいは事業に係る法律行為における権利または自由を制限する合意は無効ではないが、権利または自由を制限される者が通常予期される以上の拘束を受ける合意は、そのケースにとって正当で適当な部分のみ効力を有する。

第一段に基づく合意が権利または自由の制限を受ける者に予期される以上の拘束をもたらすかどうかの判定において、権利または自由の制限の場所及び期間の範囲、さらに権利または自由の制限を受ける者の他の形での、あるいは他の者との職業または法律行為上の能力及び機会、契約当事者の合法的な全種の利害を検討する。

第六条

消費者と事業者の間の契約で、消費者に財産が引き渡され、消費者が債務を履行するものにおいては、瑕疵または権利剥奪のために事業者の責任を免除または制限する合意があってはならない。ただし消費者が契約時に課し、または権利剥奪の事由を知っていた場合はその限りではない。この場合、責任の免除または制限合意はそのケースにとって正当で適当な部分のみ効力を有する。

第七条

手付としてある物品を差し出す契約において、手付を没収しなければならない場合、その手付の価値が超過しているときは裁判所が実際の損害分のみ没収するよう軽減することができる。

第八条

合意者、告示者、通告者の、あるいは合意者、告示者、通告者が責任を有する他者の意図もしくは不注意で生じた第三者の生命、身体、衛生への損害における契約違反または違約のための責任の免除または制限を目的とした事前の合意、告示または通告があっても、責任の免除または制限の事由とはならない。

第一段に掲げた以外の場合における責任の免除または制限を目的とした事前の合意、告示または通告は無効ではないが、そのケースにとって正当で相当な部分のみ効力を有する。

第九条

法律ではっきりと禁じられた行為、もしくは公序良俗に反する行為に対する被害者の同意または承諾は、違反責任の免除または制限の事由とはならない。

第一〇条

ケースごとの正当かつ相当な契約の効力の判定にあたっては、以下を含めた全状況を検討する。

(一) 契約当事者の事実に基づく善意性、交渉力、経済的地位、知識、理解力、熟練性、予測性、過去の行動、選択性、及び全種の利害性

(二) その種の契約における慣習

(三) 契約締結時及び場所、もしくは契約遵守における時と場所

(四) 一方の契約当事者と比較した場合のもう一方の当事者の義務負担

第一一条

本法令の内容規定を全部または一部適用していない契約は無効である。

第十二条

本法令は本法令の施行日前になされた法律行為または契約には適用しない。

第十三条

本法令に基づく訴訟手続きにおいて、訴訟当事者が申し立てた時、もしくは裁判所が相当と判断した時、裁判所は審判のために有識者または専門家に意見を求めることができる。

第十四条

裁判所が意見を求めた有識者または専門家は、法務省が財務省の承認を得て定めた規則に基づき、手間賃、交通費及び宿泊費を受け取る。

第十五条

法務大臣を本法令の主務大臣とし、本法令に基づく執行のための規約を制定する権限を付与する。

(おわり)